

日 付	令和3年12月6日
担当所属	山梨県教育庁 高校教育課
担当者名	高鳥 亮太
連絡先	055-223-1763 (内線 8344)

令和3年度 第2回山梨県立学校いじめ問題対策委員会の開催について

令和3年度 第2回山梨県立学校いじめ問題対策委員会を開催します。

- 1 日 時 令和3年12月14日(火) 午後2時00分から
- 2 場 所 県庁防災新館3階 教育委員会室
- 3 参加者 大学教授, 県立高等学校長協会代表, スクールカウンセラー, 弁護士,
スクールソーシャルワーカー, 関係行政機関職員等
- 4 次第
 - (1) はじめの言葉
 - (2) 県教育委員会あいさつ
 - (3) 会長あいさつ
 - (4) 協議
 - ①令和2年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について(公表済)
 - ②令和3年度第2回「いじめに関する実態調査」の状況A(概要)について(速報結果)
 - ③令和3年度第2回「いじめに関する実態調査」の状況B(詳細)について(速報結果)
 - ④いじめ防止等に関する取り組みについて
 - ⑤その他
 - (5) 諸連絡
 - (6) おわりの言葉
- 5 その他
取材は, 上記4(4)②まで可能。

「経緯」

平成25年9月28日, 「いじめ防止対策推進法」施行。

平成26年3月25日, 「いじめ防止対策推進法」第12条第1項の規定に基づき「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」策定。

当該方針において, いじめ防止等に関係する機関及び団体が連携を図るため, 条例に基づき教育委員会の附属機関の「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を設置することを明記。

平成26年4月1日, 「山梨県いじめ防止対策推進法施行条例」施行。

上記条例に基づき, いじめに対峙するための県の組織として「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」を設置。

令和3年度は7月27日(火)に第1回を実施, 令和4年3月15日(火)に第3回を実施予定。

なお, 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために, マスク着用・手洗い消毒の徹底及び会議室前に消毒用エタノール設置, 換気等の対策を講じて実施します。